

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	平成30年7月9日（月） 午後2時～午後4時15分			
会場名	埼玉県県民健康センター 中会議室			
<p>(出席委員名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿沼トミ子 ・福田 弘 ・栗山 昇 ・島野 隆司 ・宮内 礼子 ・坂田 庸子 ・渡辺 大輔 ・石井ナナエ ・石川 一浩 ・大谷 礼子 ・宮林美枝子 ・沖田 晴美 ・椎名 久和 ・角田 光男 ・島田 悦子 ・関口 充 ・広瀬 正幸 ・猪狩 孝子 ・加藤 英明 <p>(欠席委員名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柿沼 光夫 				
<p>1 報告</p> <p>(1) 平成30年度人権教育課事業概要について</p> <p>○ 資料4（人権教育課事業概要について）に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 平成30年度事業の中で、新たに保護者向けに児童虐待防止のための啓発資料を作成するとある。もう少し具体的に説明いただきたい。</p> <p>事務局： 児童虐待というのは、多くの場合は家族による虐待であるので、周りの大人を含めての啓発が重要である。リーフレットには様々な虐待を受けた子供たちがどのような気持ちになるのかということや、子育て中の親や周りの大人へのメッセージ、悩みを抱えている場合の相談先などを掲載する予定である。</p> <p>(2) 平成30年度に重点的に取り組む事項について</p> <p>○ 資料5（新しい「人権感覚育成プログラム」について）に基づき説明</p> <p>【質疑応答】</p> <p>委員： 「人権感覚育成プログラム」については、かつて中学校で使用した経験があり、大変有効で、新しいプログラムについても、さらに有効に使えば良いと思っている。</p> <p>そこで、新しいプログラムの研究・開発委員について、全体の規模は何名くらいであるのか、また、小・中・高等学校から、何名ずつ委員として選出されているのかを教えてください。</p> <p>事務局： 委員は21名である。内訳は、小学校8名、中学校4名、高等学校3名である。他に特別支援学校の教員、教育事務所の指導主事、顧問として大学教授という構成である。</p> <p>委員： 人権感覚育成に関する評価の研究を平成28年から始めて、その研究結果を生かしたうえで、新しいプログラムの「資料編」を作成するとのことだが、その「埼玉県版人権学習に係る質問紙」にある「A-3」や「B-3」というのはどういうことなのか確認したい。</p> <p>また、この質問事項を読むと、「そう思わない」という方向に「○」を付けづらいような気がするが、実際に行った結果はどうであったか。</p>				

事務局： 質問用紙の「A-1」や「B-2」について、人権感覚を養うためには、「知識的側面」、「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の3つの側面により育成すべきものとしており、この3つの側面をABC（知識的側面をAとし、以下同様）として記載している。

また、アルファベットの後の数字1から9までは、人権感覚育成のための9つの視点を示しており、現行の「人権感覚育成プログラム」内にも人権感覚育成のための視点が一覧として掲載されている。そこには、番号を振っていないが、掲載順で、1は「人間の尊厳・価値の尊重」、2は「生命尊重」、3は「自己尊重の感情」など、項目として9つある。

この9つの視点と、先ほど説明した「知識的側面」などの3つの側面を組み合わせた27の質問、それが「A-1」から「C-9」までとなっており、それぞれに対応した質問により、この質問紙が構成されている。

事務局： 「埼玉県版人権学習に係る質問紙」の質問事項について、人権教育について研究している市町村や学校には、この質問紙を、各市町村、各学校でアレンジして活用してもらい、研究発表の際には、結果を載せるよう依頼している。そういった地域や学校の研究発表を見てみると、決して、子供たちは、みな素晴らしい、いわゆる良い子としての回答をしていないと思われる。やはり、子供たちも、すぐに気持ちが変わえられるものではないといった部分があり、それをどう取り組めば、少しでも子供たちが良くなるのかを、市町村や学校に研究してもらっている。

※ 協議前に、LGBTに関する人権啓発DVDを視聴

2 協議

(1) 人権課題関連の動きを踏まえて

○ 資料6（埼玉県虐待禁止条例について）に基づき説明

【協議】

委員： 人権擁護委員は子供たちに対して、人権の花運動、人権作文を通じて、啓発活動をしている。しかし、児童虐待となると、教師よりも親に対する啓発活動がものすごく大事だと感じる。特に、児童虐待について、子供は抵抗ができない。やはり、子供たちに対してそういうことをしてはいけないと、親に考えてもらわないといけない。しかし、残念ながら、そういうことを聞いてもらいたい時に限って、そういう親は出てこない。我々にも強制力はなく、なかなか家庭などに立ち入ることはできないが、様々なネットワークと連携しながら活動している。

委員： 先ほどの話にもあったが、保護者に児童虐待について話をする機会はなかなかない。県や市、学校などでも、講演の依頼はあるが、どうしてもいじめやSNSが中心の内容が多い。保護者に啓発を一生懸命していても、本当に知ってほしい保護者まで届かないということを改めて感じている。新たに作成するリーフレットは、公立小学校の保護者に配布するという事なので、今後、PTAの団体も市や地区、家庭と連携を図りながら、児童虐待の話をしていけたらと考えている。

委員： 人権感覚を大人が身に付けていく機会が本当にないとを感じる。私は家庭教育アドバイザーとして、色々な小学校や中学校へ行くが、実際に人権教育は、地域、社会教育の団体と連携していかないといけない。網の目のようなネットワークができていないといけない。

もう一つ、県の取組で、各地区でSNSやインターネットの使い方についての講演会や研修会が行われており、子供たちがスマホなどを上手に使わないと、色々な危険があることを教えたり、子供たち同士が「これはあぶないよね。」とマナーなどを学び合ったりしながら、人権感覚を磨いている。こういうことがとても大事であり、「人権感覚育成プログラム」が刊行されて10年経つというが、新しいプログラムには、是非インターネットについても触れてほしい。

委員： 先ほど視聴したLGBTに関するDVDで、大きな問題が一つある。赴任先がシンガポールとなっていたが、シンガポールは、男性間の性行為には罰則規定がある。だから、赴任させてはいけないということを説明した方が良かったと思った。

また、児童虐待に関しては、児童養護施設で性的マイノリティについての調査をしているが、性的マイノリティの子供だからという理由で養育放棄されてしまった子もいる。非常に重要なテーマだと思う。

リーフレット案について、保護者によっては、最初のページだけを見て、後は見ないで捨ててしまいそうな気がする。「子育てに不安がつきもの」という部分は、なるべく前のページにあった方が良いのではないかと。

委員： 外国人の人権に関して、この間、2歳の子供を持つフィリピン人の母親から相談があった。保育園に通っている子供が夜中に、「〇〇ちゃん、止まりなさい。」「〇〇ちゃん、静かにしなさい。」と、何度も言うのだが、どうしたら良いのだろうという相談だった。保育園の先生に話を聞いたところ、「お母さんがフィリピン人なので、保育園では特に厳しくしつけています。」とのことだった。でも、2歳の子が夜中に起き上がって、叫びだすのは、しつけではなく、虐待ではないかということ話を話してきた。このことから、日本では、まだまだ、外国人に対して、そういう目で見ているところがあるのではないかと。

委員： 本校は知的障害のある子供たちの学校であり、人権について教員間でも何度も研修をしてきている。先ほど視聴したDVDと関連し、LGBTに関しては本校でそう訴える子供はいないが、今後、対応が必要となってくる事例も出てくるのではないかと考えている。

また、特別支援学校は、特別支援教育のセンター的機能を持ち、小・中学校との交流や共同学習を行っているが、人権教育等についても推進しており、あわせて保護者への啓発活動も行っていかなければならないと考えている。

委員： 以前勤めた特別支援学校で、生徒や保護者、教員にもLGBTの問題があった。保護者が性別を変えた時には、教員がアウティングのようなことを行ってしまい、どうしたら良いかと考えたことがあった。

また、今後、18歳で成人になるということを踏まえて、高校の卒業時には成人になるという生徒に、人権の問題をどうやって教えていくべきか悩ましく思っている。同和問題やLGBTの問題にしても、教えるべき知識だけでもたくさんあって、どうしていったら良いのだろうというのが課題である。

委員： 児童虐待に関しては、毎年2件程度、児童相談所にお世話になっている。昨年度も6年生の男の子がアザだらけで学校に来たので、校長室から通報した。児童相談所では、当初、保護者への指導と考えていたようだが、児童相談所も市の子育て支援課も、子供のアザを見て、すぐに引き取ることになった。保護者が怒鳴り込んでくるかもしれないので、教職員を集めて対応を伝えたが、学校ではこういった想定も必要となってくる。

委員： 埼玉県虐待禁止条例の定義には、施設等養護者の中に学校の教職員が入っている。現在、学校の教職員は、長時間過密労働が問題となっており、県教育委員会も喫緊の最重要課題と認識されている。教職員の置かれている環境が大変厳しい中で、こうした児童を見つめる目が求められるのは、本来の業務であると思っているが、なかなかそこへ目が行き届かない状況もあるのだと思う。

委員： L G B Tや障害のある人、児童への虐待等、あらゆる人権問題に個別に対応するのは難しいと思う。

事務局からの説明にもあったが、子供たちの人権感覚をしっかりと高めていくことが、いかなる時でも、例えば、同和問題でもそうだが、あらゆることに対応するベースとなるのではないか。こういう人権問題にはこの視点で、違う人権問題にはまた違った視点で、ということではないと考えている。

委員： 熊谷市の場合で言うと、公民館は35館あるが、全ての公民館で必ず人権学習を行っている。公民館では、様々な方に運営委員になってもらうのだが、特に小学校の校長先生とは、時間をとって、子供の問題や課題などについて話をしている。しかしながら、公民館の利用者は、主に高齢者なので、いかに子供たちや保護者を巻き込むかということから始めなくてはならない。

また、自分は民生委員もしているのだが、民生委員もほとんどが高齢者である。その際に、児童虐待の話も出るので、民生委員の方でも連絡協議会の中で、小学校や中学校との意見交換や情報共有を図るよう努めている。

委員： 児童虐待に関しては、全国の女性センター等の相談員を対象とした研修の中で取り扱っている。女性センターへの相談の中で、夫のDVの問題があるが、女性たちが逃げ出したくても、経済力がないために、逃げ出せず、結果、殴る蹴るの虐待を受けているケースがある。また、子供が夫から虐待を受けるケースでも、自分自身の生活もあるので、結局夫に依存してしまう。なんとか夫から離れても、また戻ってきてしまうという問題がある。

こうしたことを踏まえ、女性たちの経済的な自立ができないことが、問題の解決を阻んでいる部分もあることから、学校支援研修として、女子児童・生徒のキャリア教育を行っている。

また、学校は男性の管理職が多いが、将来、女性の管理職が増えるように、教職員のキャリア教育研修を今年度から実施する。

委員： 「人権感覚育成プログラム」について、子供たちに実践的に結び付けるという部分が、道徳とも関わりがあると思う。学校の教室の中で、子供たちにいかに考えさせて行動させるか。それが実践的に結び付くかということ、どうしても学校と家庭や地域との関わりがかなり密接にならないと、難しい部分があるのではないか。

町としては、人権問題を考える町民の集いを、毎年行っている。各市町村でも様々な取組を行っているが、今後も人権感覚を磨くような様々な研修会を行っていく必要がある。

委員： 人権問題というのは、繰り返し繰り返し、まずは知ってもらうように取り組むことが必要である。そのような中で、今回の児童虐待防止についてのリーフレットが小学校の保護者全員に配布されると聞いて、大変良い取組だと思っている。

リーフレットについては、保護者向けということを見ると、児童虐待の例示をもう少し入れた方がよいと思う。そもそもどういことが児童虐待なのかということ、保護者が今一つ理解していない部分も見受けられる。特に、しつけと虐待との違いについて、まずは知ってもらった方がよい。

委員： 青少年の相談員をしているが、LGBTに関連して、小学生の男子児童が、始めは、給食がおいしすぎて食べ過ぎなので、スタイルがちょっと気になるという相談があった。しかしながら、よくよく話を聞くと、好きな子が男の子で、どうしても女子から嫌な目で見られたりとか、男子にからかわれたりとか、手をつないだりすると周りの人たちから冷やかしを受けるとか。まだ小学生なのに、そういう自覚はしっかり持っていないながら、ただ周りの人が認知してくれないという部分がある。その子の揺れ動く気持ちに寄り添っていくことに、難しいものがあった。やはり、早くから自覚がある子供もいるので、学校の教員には、そういう子供たちに対応できるような教育をしてほしいし、またその子を尊重しながら接してほしいと思う。

委員： 社会福祉士として、現在、桶川市と協力して、地域の幼稚園や小学校で、高齢者に関連して、認知症サポーターの養成講座を実施している。そこで考えることは、高齢者の気持ちを分かってもらうことは、ひいては、人の気持ちを分かることに繋がる。その人の気持ちを理解するということが、一番大切なことだと思う。

少しでも地域を良くするために、まずは様々な人の気持ちを受け入れてみて、そして共感できるといったことができると、少しずつ改善に繋がっていくのではないか。

副会長： 今、大学で教員採用試験に関して、養護教諭が発達障害や児童虐待などの事例にどう接していくのか、という面接練習を行っている。結局は、知識はあっても、実際の場面でどう対応できるのか、が大切なのではないか。ひいては、大学での人権教育に繋がると思う。大学でも、これから社会に出る学生に、人権教育をしっかり行っていく必要があると感じる。

また、この前、実際に介護を担当しているケアマネージャーやデイサービスの施設の方々と話をしたが、高齢者虐待は、周りに相談できない人だと、見つからない事案が結構あるのではないかと思った。高齢者の人権をもっと考えていく必要がある。

会 長： 昨年の日本国憲法施行70周年、今年の世界人権宣言採択70周年を想起し、あらためて民主主義、平和、人権の大切さを痛感している。残念ながら昨今の政治・社会状況は、これらの普遍的価値が否定されていた70年以前の姿に逆戻りしつつあるのではないかと懸念される。今こそ世界人権宣言並びに日本国憲法が提唱している民主主義、平和、人権の保障という大原則を、全ての国民がしっかり理解し、実現する能力を身に付けることが求められている。そのために必要不可欠なのが理論的・実践的能力を育成する人権教育・啓発の推進である。本日の委員の貴重な意見や提言を今後の人権教育施策に生かしてほしいと思う。

以上で議事を終了する。

3 その他

○委員からは特に意見なし

○資料7「平成30年度人権教育実践報告会開催要項」に基づき、今年度の人権教育実践報告会について、以下の案内を行った。

7月下旬に、県内5会場（草加市、東松山市、深谷市、秩父市、加須市）で行う。

なお、全体会では開会行事及び小学生、中学生、高校生等による人権作文の発表と表彰を行う。また、分科会では女性・子供・高齢者・障害のある人・同和問題・外国人・その他の人権について実践報告及び研究協議を行う。

4 閉会